

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(毎日が休日には、翌日)  
(たの翌日)

## 鳥取県告示第百十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月四日

鳥取県知事 平林鴻三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
白川歯科医院	米子市河岡六一九	昭和五十年一月一日
白川歯科医院	米子市河岡六一九	昭和五十年一月一日

## 鳥取県告示第百十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月四日

鳥取県知事 平林鴻三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
白川歯科医院	米子市河岡六一九	昭和五十年一月一日
全国	申出の受理の年月日	昭和五十年一月一日

告示

## 鳥取県告示第百二十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月四日

鳥取県知事 平 鴻 三

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国医第一、九二九号	笠井敏雄	昭和五十年一月八日

## 三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第百二十二号

昭和四十九年八月二十一日付で鳥取市から申請のあつた土地改良（中園地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月四日

鳥取県知事 平 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十年二月五日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十年二月五日から二十日間

鳥取県知事 平 鴻 三

三

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第百二十三号

昭和五十年一月十三日付で気高町から申請のあつた土地改良（下原地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月四日

鳥取県知事 平林鴻三

三 終了年月日  
昭和五十年一月九日

## 一 縦覧に供する書類の名称

二 縦覧に供する期間  
土地改良事業計画書及び条例の写し

昭和五十年二月五日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

気高町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第百二十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、日本国有鉄道から次のとおり公共測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和五十年二月四日

鳥取県知事 平林鴻三

一 作業種類  
航空写真測量二 作業地域  
米子市長砂町、昭和町、博労町一丁目から四丁目まで、陽田町、目久美町、万能町、道笑町一丁目から四丁目まで、末広町、愛宕町、祇園町一丁目及び二丁目、陰田町、美吉並びに大谷町

## 鳥取県告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画下水道の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十年二月四日

鳥取県知事 平林鴻三

## 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十一条第一項第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨若桜町選挙管理委員会から報告が

あつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年二月四日

### 鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤

章

### 鳥取県高等学校定時制課程修学奨励金貸与規則

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤

章

#### (目的)

第一条 この規則は、県内の高等学校の定時制の課程に在学する勤労青少年に對し、高等学校定時制課程修学奨励金（以下「修学奨励金」といふ。）を貸与することにより、勤労青少年の高等学校の定時制の課程へ定する次の施設について、若桜町選挙管理委員会から指定を解除した旨の報告があつたので告示する。

鳥取県選挙管理委員会告示第五号  
公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百六十二条第一項第三号に規定する次の施設について、若桜町選挙管理委員会から指定を解除した旨の報告があつたので告示する。

昭和五十年二月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

施設の名称

所 在 地

若桜町立中原保育所

若桜町大字中原三七三の二

（修学奨励金の貸与対象者）  
第一条 修学奨励金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。  
一 県内の高等学校の定時制の課程に在学していること。

二 経済的理由により著しく修学が困難な者であつて、その者又はその者を扶養している者の所得が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に基づく課税の対象とならないこと。

三 経常的収入を得る職業に就いていること。ただし、失業保険法（昭和二十二年法律第二百四十六号）第三条第一項に規定する失業の状態にある者については、この限りでない。

四 日本育英会又は県から修学のための資金の貸与又は給付を受けていないこと。

（修学奨励金の額、貸与期間及び利子）

第三条 修学奨励金の貸与額は、月額三千円とする。

2 修学奨励金の貸与期間は、貸与を受けた月数を通算して四年以内とする。

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

昭和五十年二月四日

鳥取県高等学校定時制課程修学奨励金貸与規則をここに公布する。

3 修学奨励金は、無利子とする。

(修学奨励金の申込み)

第四条 修学奨励金の貸与を受けようとする者は、高等学校定時制課程修学奨励金貸与願書（様式第一号）に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一 在学する高等学校の長の推薦書（様式第二号）

二 その者又はその者を扶養する者の当該年の所得の見積書

(修学奨励金の貸与の決定及び通知)

第五条 教育委員会は、前条の貸与願書の提出があつたときは、その内容を審査し、修学奨励金を貸すべきものと認めたときは、貸与の決定をし、その旨を本人に通知しなければならない。

(誓約書及び連帯保証人)

第六条 修学奨励金の貸与の決定を受けた者は、速やかに、連帯保証人と連署した誓約書（様式第三号）を、教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の連帯保証人は、二人とし、そのうち一人は、県内に居住する者

でなければならない。この場合において、修学奨励金の貸与の決定を受けた者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち一人は、親権者又は後見人でなければならない。

(修学奨励金の交付)

第七条 修学奨励金は、毎月一月分ずつを交付する。ただし、必要があると認めるときは、二月分以上をまとめて交付することができる。

(修学奨励金の貸与の打切り及び休止)

第八条 修学奨励金の貸与を受けている者が次の各号の一に該当するとき

は、その該当することとなつた日の属する月の翌月分から修学奨励金の貸与を打ち切る。

一 第二条各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。

二 修学奨励金の貸与を受けることを辞退したとき。

三 その他修学奨励金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 修学奨励金の貸与を受けている者が休学し、若しくは長期間にわたりて欠席したとき、又は進級若しくは卒業ができなかつたため同一学年を重ねて履修するときは、当該休学し、若しくは欠席した期間又は当該同一学年を重ねて履修する期間（前年度以前の同一学年において修学奨励金の貸与を受けなかつた期間に相当する期間を除く。）は、修学奨励金の貸与を休止する。

3 教育委員会は、第一項又は前項の規定により修学奨励金の貸与を打ち切つたとき、又は休止したときは、その旨を本人に通知しなければならない。

(借用証書)

第九条 修学奨励金の貸与を受けた者は、修学奨励金の貸与が終了したとき、又は修学奨励金の貸与が打ち切られたときは、高等学校定時制課程修学奨励金借用証書（様式第四号）を教育委員会に提出しなければならない。

(修学奨励金の返還)

第十条 修学奨励金の貸与を受けた者は、修学奨励金の貸与を打ち切られたときは、その打ち切られた日の属する月の翌月から起算して六月を経過した後、当該修学奨励金の貸与を受けた月を通算した期間に相当する

期間内に、月賦又は半年賦の均等払の方法により、修学奨励金を返還しなければならない。ただし、修学奨励金の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

(修学奨励金の返還債務の履行の猶予)

第十一条 修学奨励金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するときは、修学奨励金の返還債務の履行を猶予することができます。

一 高等学校、高等専門学校又は大学に在学しているとき。

二 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき。

2 前項第二号による返還債務の履行の猶予の期間は、当該理由が発生した日から一年以内の期間とし、更に必要に応じて一年以内の期間を延長することができる。ただし、その期間は、通算して五年を超えることができない。

3 第一項の規定により返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、高

等学校定時制課程修学奨励金返還猶予願書(様式第五号)を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の返還猶予願書の提出があつたときは、その内容を審査し、返還債務の履行を猶予すべきものと認めたときは、その猶予を決定し、その旨を本人に通知しなければならない。

(延滞金)

第十二条 修学奨励金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学奨励金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、その延滞金額に年十・九五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。

(所得を証する書面の提出)

第十三条 修学奨励金の貸与を受けている者は、毎年三月末日までに、その者又はその者を扶養している者の前年の所得及び所得税の課税状況を証する書面を教育委員会に提出しなければならない。

(届出)

第十四条 修学奨励金の貸与を受けている者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、異動届(様式第六号)を教育委員会に提出しなければならない。

一 休学し、若しくは一ヶ月以上の長期間にわたって欠席したとき、復学したとき、又は進級若しくは卒業ができなかつたとき。

二 退学し、転学し、又は転籍したとき。

三 離職し、又は転職したとき。

四 氏名又は住所を変更したとき。

五 連帯保証人の氏名又は住所に変更があつたとき。

2 修学奨励金の貸与を受けた者は、前項第二号(退学の場合に限る。)を

第四号又は第五号に該当するときは、直ちに、異動届(様式第六号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 修学奨励金の貸与を受けている者又は受けた者は、連帯保証人を変更したとき、又は連帯保証人が死亡したときは、連帯保証人変更届(様式第七号)を教育委員会に提出しなければならない。

4 連帯保証人は、修学奨励金の貸与を受けている者又は貸与を受けた者

が死亡したときは、死亡届(様式第八号)を教育委員会に提出しなければならない。

(書類の経由)

第十五条 この規則の規定により教育委員会に提出する書類は、その者が高等学校に在学する者であるときは、当該高等学校の長を経由して提出しなければならない。

(委任)

第十六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

2 この規則は、昭和四十九年四月一日以後に高等学校の定時制の課程の第一学年に入学した者（同日以後に転学、編入学等によりこれらの者と同一の学年に在学することとなつた者を含む。）に係る修学奨励金から適用する。

## 様式第1号(第4条関係)

## 高等学校定時制課程修学奨励金貸与願書

出 願 者	ふりがな 氏名		年 月 日生	男・女
	住 所	郵便番号 □□□-□□		
	在学高等学校	高等学校(分校) 定時制課程 科第 学年		
	就業箇所			
	所得見積金額		他の奨学資金の貸与・給付	有・無
扶 養 者	氏 名		年 月 日生	男・女
	住 所	郵便番号 □□□-□□		
	被扶養者	氏 名	扶養者との続柄	年 齢
所得見積金額				
就業箇所				

以上の記載に相違なく、所得税法に基づく課税の対象者とならない見込みですから、高等学校定時制課程修学奨励金を貸与してくださるようお願いします。

年 月 日

本人氏名

㊞

保護者又は後見人

郵便番号 □□□-□□

住 所

氏 名

㊞

鳥取県教育委員会殿

注 就業箇所は、現在就業している事業所の所在地及び名称並びに職名(自営業の場合は、営業場所、屋号及び業種)を記入すること。

## 様式第2号(第4条関係)

推薦書		男 ・ 女	年 月 日	生
氏名				
在学高校	高等学校(分校)定時制課程	科第	学年	
学業成績評定平均値	中学校	・	高等学校	・
人物総合判定				
健康診断による就学判定	可	注意	不可	
推薦所見				

上記の者は、人物、身体とも健全であり、高等学校定時制課程修学奨励金の貸与を受けるに適当であると認め、推薦します。

年月日

印

## 様式第3号(第6条関係)

誓約書			
<p>私は、高等学校定時制課程修学奨励金の貸与を受けるにつきましては、鳥取県高等学校定時制課程修学奨励金貸与規則を堅く守り、学業に励むことを誓います。</p> <p>なお、高等学校定時制課程修学奨励金の返還債務が生じたときは、同規則の規定に従い、連帯保証人とともにその責めに任じます。</p>			
年	月		
月	日		
本	人	郵便番号	□□□-□□□
連帯保証人	住	所	(印)
住	所	郵便番号	□□□-□□□
氏	名	連帯保証人	住
続	柄	本人の	所
柄	本人の	職業( )	郵便番号
印	印	印	□□□-□□□
鳥取県教育委員会	印	印	印

収入  
印紙

## 様式第4号(第9条関係) (表)

## 高等学校定時制課程修学奨励金借用証書

## 一 借用金額

金 円

私は、上記のとおり高等学校定時制課程修学奨励金の貸与を受けました。については、鳥取県高等学校定時制課程修学奨励金貸与規則の規定及び裏面高等学校定時制課程修学奨励金返還明細書に従い、返還します。

年 月 日

本 人 郵便番号 □□□-□□

住 所

氏 名 ㊞

私たちは、が高等学校定時制課程修学奨励金の貸与を受けましたので、上記の債務を連帶して負担します。

年 月 日

連帯保証人 郵便番号 □□□-□□

住 所

氏 名 ㊞

連帯保証人 郵便番号 □□□-□□

住 所

氏 名 ㊞

鳥取県教育委員会 殿

(裏)

## 高等学校定時制課程修学奨励金返還明細書

決定番号	第一号	返還総額	円	
氏名		返還期間	年月	
借用 金額 内訳	借用期間	借用月数	借用月額	借用金額
	年月～年月		円	円
	年月～年月			
	年月～年月			
	年月～年月			
借用金額合計				
借用終了年月日 及びその理由	高等学校	年月日	卒業・退学・転籍・ 死亡・その他( )	
返 還 金	半年賦	第1回 年月日	金額	円
		第2回以降毎年 月日及び 月日	金額	円
	月賦	第1回 年月日	金額	円
		第2回以降 毎月 日	金額	円
最終返還期日 年月日 金額 円				
本 人	連絡先	郵便番号 □□□-□□□		
	就職先			

注 1 金額の訂正は、必ず本人の訂正印を押して行うこと。

2 返還方法は、希望により半年賦又は月賦のいずれかに区分して記入すること。

3 返還明細書に記入したことは、必ず写しをとつておくこと。

## 様式第5号(第11条関係)

高等学校定時制課程修学奨励金返還猶予願書

鳥取県教育委員会 殿

下記のとおり修学奨励金の返還を猶予してくださるようお願いします。

年 月 日

決定番号第 号

本人 在学高等学校名又は 住所及び郵便番号 □□□一□□  
連帯保証人 住 所 氏 名 □□□一□□連帯保証人 在学高等学校名又は 住所及び郵便番号 □□□一□□  
郵便番号 □□□一□□  
氏 名 □□

記

希望する返還猶予期間	年 月から 年 月まで
返還猶予額	円
理由	

注 添付書類 返還猶予を受けようとする理由を記する書類

## 様式第6号(第14条関係)

鳥取県教育委員会 殿

下記のとおり異動しましたので、お届けします。

年 月 日

異動事項 第 号

異動年月日 住所及び郵便番号 □□□一□□

氏名 □□

記

異動事項	
異動年月日	
理由	

注 添付書類 異動の事実を証する書類(在学高等学校長の奥付証明がある場合は、この限りでない。)

## 様式第7号(第14条関係)

## 連帯保証人変更届

鳥取県教育委員会 殿

下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、お届けします。

年 月 日

決定番号 第 号

在学・出身高等學校名  
又は住所及び郵便番号

氏名 (印)

記

新連帯保証人	住所	郵便番号	□□□一□□
職業	氏名		
本人と の続柄	住所	郵便番号	□□□一□□
旧連帯保証人	氏名		
変更の理由			

高等学校定期制課程修業奨励金の返還債務を本人と連帯して負担します。  
連帯保証人

## 様式第8号(第14条関係)

## 死亡届

鳥取県教育委員会 殿

下記のとおり修学奨励金の貸与を受けていた者が死亡しましたので、お届けします。

年 月 日

連帯保証人 郵便番号 □□□一□□

住所

氏名

(印)

氏名	決定番号	第 号	
在学・出身高等學校名			
死亡年月日	年	月	日
死亡原因			

注 添付書類 戸籍抄本

(第三種郵便物認可) 昭和50年2月4日 火曜日

鳥取県公報

## 公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5の規定により、危険物取扱者講習を次のとおり実施する。

昭和50年2月4日

鳥取県知事 平 林 游 三

## 1 講習の日時及び場所

- (1) 昭和50年3月14日 午前10時から 鳥取県庁
- (2) 昭和50年3月18日 午前10時から 鳥取県中部総合事務所
- (3) 昭和50年3月20日 午前10時から 鳥取県西部総合事務所

## 2 受講手続

## (1) 受講申請者の受付期間

昭和50年2月10日から2月25日まで(郵送による場合は、2月25日までの消印のあるものに限る。)

## (2) 提出書類

## 危険物取扱者受講申請書

## 3 受講手数料及びその納付方法

- (1) 受講手数料 800円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。

4 受講申請書の提出先

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。